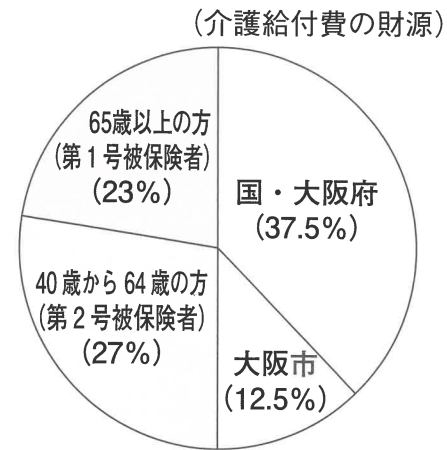


令和7年度 介護保険料決定・変更決定通知書について

1 介護保険料の財源について

- ◎介護保険の費用は、介護の必要な方を社会全体で支えるため、介護保険料と公費でまかなわれています。
- ◎介護保険は、現に介護サービスを受けている人を支えるだけでなく、将来、介護サービスが必要となったときに、安心してサービスを受けていただくための制度です。介護保険料の納付にご理解をお願いします。



2 今回お送りする介護保険料決定・変更決定通知書について

- ①介護保険料決定通知書を送付する被保険者の方
 - ◎今年度、既に特別徴収(支給される年金から保険料が差し引かれること)により保険料を納めていただいている方
 - ◎大阪市外から転入された方、65歳となった方
保険料は65歳の誕生日の前日の属する月(市外からの転入は、転入日の属する月)から算定します。ただし、納付はその翌月からとなります。
(例) 6月2日～7月1日に65歳の誕生日を迎えられた方
6月分から翌年3月までの10か月分の保険料を、7月以降翌年3月までの9か月で均等に割り、各月で生じた100円未満の端数を7月分の保険料額に上乗せした納付書を7月にお送りする決定通知書に同封しています。
- ②介護保険料変更決定通知書を送付する被保険者の方
 - ◎本人又は世帯員の市町村民税の課税状況等の変更により、保険料額が変わった方
 - ◎保険料が減免された方、減免が取り消された方
 - ◎保険料の徴収方法が特別徴収(※)となった方、特別徴収から普通徴収へ変更となった方
 - ◎大阪市の被保険者でなくなった方(大阪市外へ転出された場合や、亡くなられた場合など)
※特別徴収については、下記「3 介護保険料の徴収方法について」の「特別徴収の方」をご参照ください。

3 介護保険料の徴収方法について

特別徴収の方

【保険料の納付について】

- ・徴収方法が特別徴収の方は、支給される年金から保険料が差し引かれます。
- ・介護保険法第135条の規定により、4月1日現在、老齢年金、退職年金、障がい年金、遺族年金を年額18万円以上受給している場合は、原則として特別徴収により納めていただきます。
- ・新たに第1号被保険者の資格を取得された方(65歳年齢到達、市外転入)で、老齢年金等を18万円以上受給されている方は、被保険者の資格を取得して6か月後以降に特別徴収が開始されます。
- ・介護保険制度では被保険者が徴収方法を選択することはできません。
- ・年度の途中で保険料が減額となる場合は、特別徴収が停止されますが、今回の決定で保険料が減額になる方については、年金機構への依頼が間に合わず、8月の特別徴収は停止できません。納め過ぎとなった場合は、後日に還付等の通知をお送りし、精算させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、来年度については4月から9月までは普通徴収(納付書または口座振替での納付)となり、特別徴収は10月から再開する予定です。

普通徴収の方

【保険料の納付について】

- ・納付書または口座振替により保険料を納付していただきます。
- ・納付書で納付いただく場合は、金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、区役所の窓口、コンビニエンスストア等をご利用いただけます。
- ・口座振替による納付をご希望の方は、お住まいの区の区役所介護保険の窓口、金融機関の窓口へ「口座振替依頼書」によりお申込みいただくほか、パソコンやスマートフォンからお手続きができます。
- ・今回送付した納付書のうち、初回の期割については、お手元に届いてから支払期日までの期間が大変短くなっております。ご負担をおかけしますが、期日内に納付いただきますよう、お願いします。

4 ご注意ください!→介護保険料の滞納が続きますと…

保険料の滞納が続きますと、滞納期間に応じて、介護サービスを利用する際の利用料がいったん全額負担となったり、利用料の自己負担が3割または4割になる場合があります。

5 保険料を納めることが困難な方は→保険料を減免できる場合があります。

災害や、失業・倒産・長期入院などで保険料の納付が困難になったときには、保険料を減免できる場合があります。

また、大阪市では、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方(保険料段階第3段階・第4段階)について、次のとおり保険料の軽減を行っています。保険料の減免および軽減には申請が必要です。お住まいの区の区役所介護保険の窓口でご相談ください。

◎対象者…世帯全員が市町村民税非課税で、次のすべてに該当する方(生活保護受給者・養護老人ホーム入所者は除く)。

①世帯の年収が次の額以下であること。

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万円	198万円	246万円

(以降、世帯人員が一人増えるごとに48万円を加算した額)

※年間収入については、遺族年金・障がい年金、仕送りなどのあらゆる収入が含まれます。

また、介護保険料や介護サービス利用料などが控除できます。

②扶養を受けていないこと。

③活用できる資産を有しないこと。

- ・預貯金、国債等が1人世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)を超えていないこと。
- ・世帯単位で、自己の居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有していないこと。

④介護保険料を滞納していないこと。

◎軽減内容…消費税率の引上げに伴い実施している、公費による保険料軽減強化を行う前の第4段階保険料(76,582円)の2分の1に軽減します。

なお、保険料段階第1段階・第2段階の方につきましては、公費による軽減強化により、保険料額が生活困窮者軽減適用後の金額を下回ることで、生活困窮者軽減適用の対象外となっています。

※原則、申請月からの適用となります。

※申請時に必要な資料は、お住まいの区の区役所介護保険担当へご確認ください。

**介護保険料決定通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。
普通徴収の保険料の納付は、便利な口座振替をぜひご利用ください。**

裏面もご覧ください 大阪市

「介護保険料決定通知書」のみかた（見本）

※下記に表示している事例は、保険料段階が第4段階で特別徴収の方の場合です。

令和7年7月1日作成

介護保険料 決定 通知書

令和7年度 介護保険料を次のとおり 決定 しましたので 通知します。
なお、この決定通知書については、
令和7年6月30日 時点のデータに
基づき作成しています。

大阪市長

◎ この通知書の発行事由

本算定

◎ 月別保険料額（令和7年度）

特別徴収（支給される年金から保険料が差し引かれる方法）の場合

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計(ア)
徴収額(円)	12,600	12,600	12,600	13,027	12,600	12,600	76,027

普通徴収（口座振替又は納付書で納めていただく方法）の場合

徴収月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
徴収額(円)	0	0	0	0	0	0	
徴収月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(イ)
徴収額(円)	0	0	0	0	0	0	0

令和8年度 特別徴収額(円)

4月	6月	8月
12,600	12,600	12,600

※翌年度仮徴収額

令和7年度 保険料年額(円)

(ア)+(イ)
76,027

◎ 保険料の納付方法

・特別徴収の場合

次の年金から保険料が差し引かれます。
ただし、年度途中で保険料額が増額した場合は、その差額分を普通徴収により納めていただきます。

上半期（4月～9月）

年金保険者	厚生労働大臣
対象となる年金	老齢基礎年金

下半期（10月～3月）・翌年度仮徴収期間

年金保険者	厚生労働大臣
対象となる年金	老齢基礎年金

・普通徴収の場合

口座振替を依頼されている方は、下記の金融機関等の口座から引き落とされます。口座振替を依頼されていない方は、納付書により納めていただきます。納期限は、1月から11月までの各月分は毎月末日です。12月分は翌年の1月4日です。ただし、これらの日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にあたる場合は、これらの日の翌日となります。毎月の保険料の納期限は、納付書・領収証書にも書かれています。

金融機関等の名称

店 舗 名

◎ あなたの 令和7年度 保険料段階は 第4段階 です。

※ 世帯主及び配偶者の方は、保険料を納付義務者と連帯して納付する義務があります。

◎ 保険料段階の決定根拠

課税状況	本人非課税・世帯非課税
合計所得金額	*****
※公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が 120万円超	

◎ 保険料額内訳（令和7年度）

	今 回 保険料額(円)	
保険料額 ①	76,027	
減免額 ②	0	
年間保険料額 ① - ②	76,027	

◎ 過年度保険料額

	変 更 後 保険料額(円)	変 更 前 保険料額(円)
既賦課額 (*****)	*****	*****
既賦課額 (*****)	*****	*****

◎特別徴収の対象となる年金

●年金保険者

受給されている年金の保険者を表示しています。

●対象となる年金

受給されている年金の種類を表示しています。

◎保険料の納付方法

普通徴収の対象者で口座振替を依頼されている方は、口座振替をする金融機関等の名称・店舗名を表示しています。

あなたの令和7年度の保険料段階を表示しています。
詳しくは、「決定通知書」の裏面をご覧ください。

◎保険料段階の決定根拠

あなたとあなたの世帯の課税状況およびあなたの合計所得金額等を表示しています。
詳しくは、「決定通知書」の裏面をご覧ください。

◎月別保険料額（令和7年度）

●年金からのお支払いとなる場合（特別徴収）

年金支払月（偶数月）ごとに特別徴収される保険料額を表示しています。

特別徴収の場合は、年金支払月分とその翌月分の介護保険料が、支給される年金から差し引かれます。

（たとえば、10月に特別徴収された保険料額は、10月・11月分にあたります。）

※翌年度仮徴収額

翌年度の4月、6月、8月に特別徴収される保険料額を表示しています。

●口座振替又は納付書で納めていただく場合（普通徴収）

各月ごとに納付していただく保険料額を表示しています。

◎この通知書の発行事由

発行事由	保険料を決定した事由
本 算 定	課税状況等の変更による保険料確定
本 算 定・徴収方法変更	課税状況等の変更による保険料確定・徴収方法の変更
資 格 取 得	市外転入・65歳年齢到達など
資 格 喪 失	市外転出・死亡など
資 格 異 動	生活保護受給開始、境界層措置適用など
減免(適用・取消・変更)	保険料の減免が決定、取消または変更となった場合
所 得 更 正	課税状況等の変更により、保険料額が変わった場合
特別徴収への徴収方法変更	普通徴収から特別徴収へ変更となった場合
普通徴収への徴収方法変更	特別徴収から普通徴収へ変更となった場合

◎令和7年度保険料年額

今年度に納付していただく保険料額を表示しています。

◎過年度保険料額

前年度以前に被保険者の資格を取得・喪失された場合などに、保険料額が変更となります。

●既賦課額

前年度以前の保険料額を表示しています。

◎保険料額内訳（令和7年度）

●保険料額①

あなたの令和7年度の保険料段階にあたる金額を表示しています。

●減免額②

あなたが保険料の減免を受けた場合に、その減免額を表示しています。

●年間保険料額①－②

保険料額①から減免額②を差し引いた額を表示しています。
（あなたの令和7年度の保険料年額です。）

●今回保険料額

決定した保険料の年額を表示しています。

●前回保険料額

変更前の保険料の年額を表示しています。

●差引保険料額

今回保険料額から前回保険料額を差し引いた額を表示しています。